

第1章 支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

- (1) 策定の趣旨 ①法成立の経緯 ②県計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ：法第8条第1項に基づき策定
- (3) 計画の期間：令和6年度～令和10年度（5年間）  
（関連：第5次県DV防止計画、第5次県男女共同参画計画）

2 現状及び課題

(1) 本県における女性支援の現状

- ①県の支援体制
  - ア 女性相談員（女相2、県福祉事務所10、市25 計37名）
  - イ 女性相談センター
  - ウ 配偶者暴力相談支援センター（DV防止法3条）  
女性相談センター、あいとぴあ及び安曇野市 計3所
- ②女性相談センター相談件数（電話・面接）  
H21：2,258件 →R4：1,972件（うちDV225件）  
主訴…人間関係、夫婦間関係、心身の課題、経済問題 等
- ③一時保護件数：R4年度15件（うちDV12件）
- ④女性相談員相談件数（電話・面接）、相談内容  
H21：2,812件 →R4：6,552件（うちDV1,434件）  
主訴：DV、その他夫婦間関係、子ども・親族関係 等  
\*相談の8割以上が助言指導に留まる。  
\*相談者の年齢層（女相含む）  
電話：各年代から相談あり、面接：30～40歳代が6割  
いずれも18歳、19歳からの相談は1%前後
- ⑤女性保護施設入所者：R4年度4名（うちDV3名）
- ⑥一時保護等委託施設：母子生活支援施設、乳児院等16施設
- ⑦県内の民間団体等：民間シェルターなし

<傾向>

- \*女性相談センター及び女性相談員への相談は内容が多様化・複合化
- \*県、市の女性相談員配置が進み、福祉事務所等への相談が増加
- \*一時保護・女性保護件数は減少が続き、主な理由はDV

(2) 本県における女性支援をめぐる課題

- ①相談窓口、支援等の利用を躊躇又は利用しない女性への相談充実
- ②複雑、多様な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の必要性
- ③支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設の制約
- ④民間団体等による実施主体が少数

3 基本目標

- 1 周知・相談支援による信頼関係の構築
- 2 一時保護機能及び支援の多様化
- 3 自立支援のさらなる推進
- 4 実施主体の連携強化・掘り起こし

成果指標の取組項目

県福祉事務所又は女性相談センターの相談に占める、20歳代以下の相談件数の割合
緊急避難支援事業による保護件数
女性相談員の所属機関を要保護児童対策地域協議会の構成機関に含む市町村数
基本計画策定市町村数
協働する民間団体数

第2章 支援のための施策内容に関する事項

1 周知・相談支援による信頼関係の構築

- (1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期の把握
  - ・県内の高校、短大、専門学校、大学等に対する相談窓口のチラシ配布、学生相談室等による周知
  - ・若年女性がアクセスしやすい、ネット、SNS、QRコード等を使用した情報発信
  - ・「こどもカフェ」等、県の居場所づくりの取組を活用した女性に対する予防啓発の情報発信
- (2) 相談支援の質の向上
  - ・相談方法の多元化（メール、問合せフォーム、チャット等）
  - ・性自認が女性の方を想定した女性相談支援員のスキルアップ

2 一時保護機能及び支援の多様化

- (1) 一時保護
  - ・DV以外の女性を想定した一時保護施設機能の分化、弾力的運用
  - ・緊急避難支援事業（県単）の積極的運用
  - ・「にんしんSOSながの」による支援拡充
- (2) 被害回復・生活支援
  - ・女性相談支援センター、児童相談所の連携による同伴児支援の強化
  - ・同伴児支援のための保育士、学習支援員の確保

3 自立支援のさらなる推進

- (1) 同伴児童等への支援
  - ・高校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる継続的な支援への繋ぎ
  - ・児童相談所との連携
- (2) 自立支援
  - ・生活再建支援（生活困窮・就業支援、公営住宅入居等）
  - ・まいさぼとの連携による「あんしん未来創造センター」の活用
- (3) アフターケア
  - ・市町村等と連携した継続的なフォローアップ

4 実施主体の連携強化・掘り起こし

- (1) 支援のための体制づくり
  - ・支援者のバーンアウト防止のためのサポート体制強化
  - ・女性相談支援センターのスーパーバイズ機能の強化
  - ・女性相談支援員に対する傾聴スキル等に関する研修の強化
- (2) 各機関の連携強化
  - ・支援調整会議、圏域ネットワーク会議の開催
  - ・市町村基本計画の策定支援
  - ・個人情報取扱い、本人同意の徹底
- (3) 民間主体等の掘り起こし
  - ・シェルター、相談窓口、研修業務を行う民間主体等の発掘

第3章 その他施策の実施に関する重要事項

毎年度、長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会のDV被害者支援等に関する分科会において、実施状況の把握、評価を行う。